

てんかん患者さんが利用できる福祉制度

さまざまな制度のうち、3つの制度についてご紹介します!

自立支援医療制度

入院以外の医療費（公的保険適応）の自己負担が1割になります。所得に応じて、1か月あたりの医療費の上限額が定められています。

申請をしたときに登録した医療機関で利用できます。（登録できる医療機関は原則1か所ですが、自治体によって対応が異なりますので、担当窓口でご確認ください。）有効期限は1年間です。1年ごとに更新が必要です。

- **利用できる方** てんかんを含む精神科の病気で通院による治療が必要な方が対象です。
- **申請の窓口** お住まいの市町村の担当窓口（障害福祉課など）

精神障害者保健福祉手帳

てんかんのある人が一定の障害状態にあることを証明するものです。また、福祉サービスの利用や各種減税制度の適用を可能にする証書でもあります。どのようなサービスが受けられるかは、お住まいの市町村申請窓口でご確認ください。有効期限は2年間です。2年ごとに更新が必要です。

- **利用できる方** てんかんを含む何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方が対象です。手帳を受けるためには、その精神疾患による初診から6か月以上経過していることが必要になります。
- **申請の窓口** お住まいの市町村の担当窓口（障害福祉課など）

障害等級判定基準

等級	発作のタイプと頻度
1 級程度	● タイプAまたはBの発作が月に1回以上ある場合
2 級程度	● タイプAまたはBの発作が年に2回以上ある場合 ● タイプCまたはDの発作が月に1回以上ある場合
3 級程度	● タイプAまたはBの発作が年に2回未満の場合 ● タイプCまたはDの発作が月に1回未満の場合

※発作タイプ

- A. 意識障害が起き、状況にそぐわない行為を示す発作
- B. 転倒する発作（意識障害の有無は問わない）
- C. 意識を失い、行為が止まるが、倒れない発作
- D. 意識ははっきりしているが、自分が思ったような動きができなくなる発作

障害年金

病気やけがによる障害で日常生活・社会生活・経済生活に困難が生じている人に、障害に応じた額の年金を支給します。障害年金の認定には「有期認定」と「永久認定」があり、てんかんは有期認定です。定期的に診断書など現況を報告する書類を提出する必要があります。障害の状態に変化があった場合は、等級が変わることや支給が停止になることがあります。

● **利用できる方** おおまかに次の条件を満たしている方が対象です。

- 初診日から1年6か月以上経過していること
- 初診日に、公的年金（国民、厚生、共済）に加入していること
- 初診日以前の一定期間、保険料を納付していること
- 一定以上の障害があること
- 原則として20歳以上65歳未満であること

● **申請の窓口**

- 障害基礎年金 → お住まいの市町村の国民年金担当課
- 障害厚生年金 → 勤務先を所轄する社会保険事務所
- 障害共済年金 → 加入している共済組合

障害認定基準

障害の程度	障害の状態
1 級	● 十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のAまたはBが月に1回以上あり、かつ常時の介護が必要なもの
2 級	● 十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のAまたはBが年に2回以上、もしくは、CまたはDが月に1回以上あり、かつ、日常生活が著しい制限を受けるもの
3 級	● 十分な治療にかかわらず、てんかん性発作のAまたはBが年に2回未満、もしくは、CまたはDが月に1回未満あり、かつ、労働が制限を受けるもの

※発作タイプ

- A. 意識障害が起き、状況にそぐわない行為を示す発作
- B. 転倒する発作（意識障害の有無は問わない）
- C. 意識を失い、行為が止まるが、倒れない発作
- D. 意識ははっきりしているが、自分が思ったような動きができなくなる発作

制度内容や申請方法など不明な点があれば、各申請窓口や徳島大学病院患者支援センターへご相談ください。